

議案第14号

君津中央病院企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
君津中央病院企業団規約の一部を改正する規約を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成25年11月29日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

君津中央病院企業団を組織する関係市の病院及び分院に係る負担金の負担割合について、人口割及び利用者割に係る当該割合を利用患者数等を考慮し見直しを行うため、君津中央病院企業団規約の一部を改正する規約の制定について、地方自治法第286条第2項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

君津中央病院企業団規約の一部を改正する規約

君津中央病院企業団規約（昭和39年千葉県指令第1094号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項を削る。

別表第1人口割の項を削り、同表利用者割の項中

「

負担金総額の30パーセント	予算の属する年度の前々年度における外来延患者数及び入院延患者数の合計数による。
---------------	---

」を

「

負担金総額の80パーセント	病院に係る経費については、予算の属する年度の前々年度における病院の外来延患者数及び入院延患者数の合計数による。 分院に係る経費については、予算の属する年度の前々年度における分院の外来延患者数及び入院延患者数の合計数による。
---------------	--

」に

改める。

別表第3及び別表第4を削る。

附 則

この規約は、知事に届出の日から施行する。ただし、改正後の第11条の規定は、平成25年度分の関係市の負担金から適用する。